

大阪府立寝屋川支援学校 課外活動に係る活動方針

平成 31(2019)年 3 月 27 日

1. 課外活動の目的

- ①本校高等部生徒が放課後や休日に友だちと活動する等の時間が少ない状況を補い、豊かな活動と友だち関係の広がりをつくっていく。
- ②対外試合や大会等への取り組みと参加を通じて生活の充実と社会参加の機会を増やしていく。
- ③放課後の活動を通じて余暇活動の充実を図っていく。

2. 運営について

対外試合や大会等に向けての課外活動 A と月 1 回程度の放課後開催される課外活動 B がある。

課外活動 A…バスケット（6～7月）、スポーツフェスタ[陸上・卓球]（10月）、陸上（11月）、駅伝（12月）、サッカー（10月～2月）、ダンス[あいあい祭舞台発表]（12月～2月）

課外活動 B…室内レクリエーション（6月）、描画（7月）、パソコン（9・10月）、音楽（11月）、年賀状作り（12月）、クラフト（1月）、書道（2月）、クッキング[1・2年のみ]（2月末～3月）

3. 活動日時の設定について

- ①実施内容の年間予定を保護者に配布し、事前に参加希望を募る。
- ②課外活動 A は、対外試合や大会等に合わせて練習日程を設定していく。放課後の練習は一大会に対して 3～5 回まで。課外活動 B は、原則月に 1 回活動日を設ける。活動時間は 1 時間程度で、活動終了時間は 4 時 30 分。

4. その他

- ①課外活動の指導に当たっては、生徒の自発性の向上に資するように指導する。
- ②事故の未然防止のため、設備点検を定期的実施する。
- ③無理のない安全な活動メニューとし、生徒の興味・関心に基づき意欲的に活動できる内容とする。
- ④練習試合や大会等については、日程等を十分に考慮し、過度な負担とならないようにする。